

# 山梨県公報

号外第五十号

平成二十二年

六月二十二日

火 曜 日

## 目 次

### 人事委員会

- 山梨県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則……………二
- 山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則……………二

## 人事委員会

### 山梨県人事委員会規則第二十八号

山梨県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十二年六月二十二日

山梨県人事委員会  
委員長 小 澤 義 彦

### 山梨県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の退職手当に関する規則(昭和六十一年山梨県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条第三号イ中「第五十六条の二第一項第一号イ」を「第五十六条の三第一項第一号イ」に改め、同号ロ中「第五十六条の二第一項第一号ロ」を「第五十六条の三第一項第一号ロ」に改め、同号ハ中「第五十六条の二第一項第二号」を「第五十六条の三第一項第二号」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の山梨県職員の退職手当に関する規則の規定は、平成二十二年四月一日から適用する。

### 山梨県人事委員会規則第二十九号

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年六月二十二日

山梨県人事委員会

委員長 小 澤 義 彦

### 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(昭和二十八年山梨県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第一号中「(その配偶者でその子の親であるものが、次のイから八までに掲げる場合のいずれにも該当する者である職員を除く。第一号において同じ。)」を削り、同号イから八までを削る。

第八条の二の見出し中「早出遅出勤務等」を「早出遅出勤務」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第八条の八第一項中「第八条の三第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、条例第八条の三第二項の規定による請求に係る期間と同条第三項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

第八条の九第一項第四号を削り、同条第二項第二号中「子が」の下に「、条例第八条の三第二項の規定による請求にあつては三歳に、同条第三項の規定による請求にあつては」を加える。

第八条の十一中「及び第四号並びに」を「並びに」に、「第八条の三第三項」を「第八条の三第四項」に、「又は第二項」を「又は第三項」に改め、「第八条の三第二項」の下に「又は第三項」を加え、「同条第二項」を「同条第三項」と、同項中「ならない。この場合において、条例第八条の三第二項の規定による請求に係る期間と同条第三項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」に改める。

第二十三条の二第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「世話」の下に「又は疾病の予防を図るために必要なその子の世話」を加える。

第二十四条の二の次に次の一条を加える。  
(短期の介護休暇)

第二十四条の三 条例別表第十五の項の人事委員会規則で定める世話は、条例第十五条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項及び次項において「要介護者」といふ。)の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話とする。

2 短期の介護休暇は、要介護者の介護又は前項に規定する世話を行う職員が、当該介護又は当該世話を行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合における

休暇とする。

3 短期の介護休暇の期間は、一の年における期間とする。

4 短期の介護休暇は、一日又は一時間を単位とする。ただし、当該休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

5 一時間を単位として使用した短期の介護休暇を日に換算する場合には、第十二条第二項の規定を準用する。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年六月三十日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後の日を山梨県職員(昭和三十八年山梨県条例第五号)第八条の二第一項に規定する早出遅出勤務の開始日とする山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例(平成二十二年山梨県条例第六十二号)による改正後の山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第八条の二第一項の規定による請求、同条例第八条の三第二項の規定による請求又は施行日以後の日を同条例第八条第二項に規定する勤務の制限の開始日とする同条例第八条の三第三項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、同規則第八条の三第一項又は第八条の八第一項の規定の例により、これらの請求を行うことができる。

山梨県人事委員会規則第三十号

山梨県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年六月二十二日

山梨県人事委員会

委員長 小澤 義彦

山梨県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の育児休業等に関する規則(平成四年山梨県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを削り、同条を次のように改める。

第二条 削除

第五条第一項第四号を削る。

第八条の見出しを削り、同条を次のように改める。

第八条 削除

第十一条後段を削る。

第十四条中「第十一条」を「第五条」に改める。

附則

この規則は、平成二十二年六月三十日から施行する。

山梨県人事委員会規則第三十一号

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年六月二十二日

山梨県人事委員会

委員長 小澤 義彦

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則(昭和四十四年山梨県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第七条の二の見出し中「早出遅出勤務等」を「早出遅出勤務」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第七条の八第一項中「第九条の三第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、条例第九条の三第二項の規定による請求に係る期間と同条第三項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

第七条の九第一項第四号を削り、同条第二項第二号中「子が」の下に「、条例第九条の三第二項の規定による請求にあつては三歳に、同条第三項の規定による請求にあつては」を加える。

第七条の十一中「及び第四号並びに」を「並びに」に、「第九条の三第三項」を「第九条の三第四項」に、「又は第二項」を「又は第三項」に改め、「第九条の三第二項」の下に「又は第三項」を加え、「同条第二項」を「同条第三項」と、同項中「ならない」の場合において、条例第九条の三第二項の規定による請求に係る期間と同条第三項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」に改める。

第二十二条の二第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「世話」の下に「又は疾病の予防を図るために必要なその子の世話」を加える。

第二十三条の二の次に次の一条を加える。

(短期の介護休暇)

### 第二十三条の三

条例別表第十五の項の人事委員会規則で定める世話は、条例第十六条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項及び次項において「要介護者」という。）の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話とする。

2 短期の介護休暇は、要介護者の介護又は前項に規定する世話を行う職員が、当該介護又は当該世話を行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

3 短期の介護休暇の期間は、一の年における期間とする。

4 短期の介護休暇は、一日又は一時間を単位とする。ただし、当該休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

5 一時間を単位として使用した短期の介護休暇を日に換算する場合には、第十一条第二項の規定を準用する。

#### 附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年六月三十日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後の日を山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例（昭和二十九年山梨県条例第二十七号）第九条の二第一項に規定する早出遅出勤務の開始日とする山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十二年山梨県条例第六十七号）による改正後の山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例第九条の二第一項の規定による請求、同条例第九条の三第二項の規定による請求又は施行日以後の日を同条例第九条第二項に規定する勤務の制限の開始日とする同条例第九条の三第三項の規定による請求を行うとする職員は、施行日前においても、同規則第七条の三第一項又は第七条の八第一項の規定の例により、これらの請求を行うことができる。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番